明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成三十年二月十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年一月三十一日

京都府京都市伏見区竹田西内畑町三一番地

株式会社RASCAL's

代表取締役　山本　哲史

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成三十年二月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成三十年一月三十一日

東京都中央区築地二丁目一〇番五号

株式会社時成社

代表取締役　中川　芳郎

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成三十年二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年一月三十一日

京都市下京区室町通五条上る坂東屋町二七五番地

株式会社丸福商会

代表取締役　中埜　鉄也

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成三十年二月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年一月三十一日

大阪市西区京町堀一丁目三番一三号

酒井興業株式会社

代表取締役　酒井　直紀

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である簡忠正、蔡財元及び川村博が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年一月三十一日

東京都港区赤坂六丁目一〇番八号ＳＫＩ赤坂四Ｆ

鴻呈実業股份有限公司

日本における代表者　簡　忠正

**限定承認公告**

本籍富山県南砺市福光七三八六番地、最後の住所埼玉県川口市芝園町二番一―七〇二号芝園ハイツ一号棟　被相続人　亡　脇田興志雄

右被相続人は平成二十九年十二月一日死亡し、その相続人は平成三十年一月十八日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十一日

埼玉県さいたま市中央区上落合一丁目一二番五―一四〇七号

限定承認者　脇田　祐伸

**限定承認公告**

本籍東京都大田区下丸子四丁目二七番、最後の住所神奈川県川崎市中原区木月伊勢町七番一一号ハイツエバⅡ三〇三

被相続人　亡　西山眞理子

右被相続人は推定平成二十九年七月十日死亡し、その相続人は平成三十年一月十五日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十一日

東京都中央区銀座一丁目三番一号銀座富士屋ビル六階

相続財産管理人西山優里子

代理人弁護士　宮澤　潤

**新規信託分割の公告**

三井住友信託銀行株式会社は、東芝ロジスティクス株式会社及び中央三井信託銀行株式会社（同社は平成二十四年四月一日を効力発生日として住友信託銀行株式会社（現商号三井住友信託銀行株式会社）と合併したことにより、三井住友信託銀行株式会社が中央三井信託銀行株式会社の地位を承継している。）間の平成二十三年三月三十日付信託契約に基づき設定された信託を、平成三十年三月一日付で新規信託分割しますので公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託についての信託契約の当事者

当初委託者

川崎市川崎区日進町一番一四号

東芝ロジスティクス株式会社

委託者（受益権の譲渡を受けたことに伴い当初委託者の地位を承継した委託者）兼受益者

東京都港区芝浦一丁目一番一号

ＮＲＥＧ東芝不動産株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

二、従前の信託についての信託の年月日及び従前の信託において作成された財産状況開示資料等

従前の信託の年月日は、右記記載の契約締結日と同日です。

また、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、新規信託分割が効力を生ずる日以後における当該従前の信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みに関する事項

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都港区芝三丁目三三番一号

三井住友信託銀行株式会社

不動産カストディ部

電話番号　〇三―五二三二―三七三四

平成三十年一月三十一日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

営業所

東京都港区芝三丁目三三番一号

支配人　勅使河原誠志

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を一億円減少し、四十八億四千七百九十五万二千円とすることにいたしました。

効力発生日は平成三十年三月一日であり、社員総会の決議は平成三十年一月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年八月二十一日

掲載頁　四十七頁（号外第一八〇号）

平成三十年一月三十一日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

Ｓｃａｌａ特定目的会社

（旧商号特定目的会社ＫＩＷＩワン）

取締役　鄭　武壽

**取消公告**

平成三十年一月二十五日掲載の資本金及び準備金の額の減少公告は取消します。

平成三十年一月三十一日

神奈川県横浜市中区山下町一〇番地

株式会社ホテル、ニューグランド

代表取締役　濱田　賢治

**取消公告**

平成二十九年十月十八日（号外第二二七号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみを取消します。

平成三十年一月三十一日

岡山市南区泉田三丁目三番一一号

（甲）株式会社わたなべ生鮮館

代表取締役　牧野　久

岡山市南区泉田三丁目三番一一号

（乙）株式会社東久わたなべ生鮮館

代表取締役　牧野　久

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 一四 | 表中改正後欄中終りから七 | | 海洋汚染防止証書 | 海洋汚染等防止証書 |

平成二十九年八月四日（号外第百七十号）国土交通省告示第七百四十三号（河川法の規定により指定区間を変更する件）

（原稿誤り）

一〇ページ表中改正前欄中一行目「平成二十八年七月一日」は「平成二十九年四月三日」の誤り。

◉号外　一月三十一日付第二〇号八
調達第一九号四〇ページ●

〇ページ●同日付第二一号二八八ページ●同日付政府
二十九年十一月十七日付参会第三号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）